

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律」 (平成 30 年法律第 88 号) に関する説明会の開催について

この度、特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の製品の名称（地理的表示）を知的財産として保護し、もって、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的とする「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示（G I）*法）の一部が改正され、平成 30 年 12 月 7 日に公布されました。

この改正 G I 法の内容を広く周知することを目的として、事業者、農林漁業者、関係団体等の関係者を対象とした説明会を開催いたします。

注：G I とは、Geographical Indication＝地理的表示の略。

1 概要

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示（G I）法）については、日・EU 経済連携協定の適確な実施を確保するため、

- ① 現在無期限に認められている先使用期間を原則として 7 年に制限、
- ② 広告等における G I の使用についても規制、
- ③ G I 産品と誤認させるおそれのある表示の規制

等を内容とする「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律」が先の臨時国会に提出され、平成 30 年 11 月 30 日に成立、平成 30 年 12 月 7 日に公布されたところです。

つきましては、その改正内容を、関係者に広く周知することを目的とした説明会を開催いたします。

改正地理的表示法の概要については、別添参考。

詳細については、以下の URL を御覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/law/bill/197/index.html>

2 対象者

- ・流通・外食関係団体または事業者
- ・地理的表示登録の申請を検討する、または既に登録を受けている産地関係者（自治体職員や団体職員、生産者等）
- ・弁理士会、弁護士会、商工会

3 内容

地理的表示法の改正内容の説明及び質疑応答

4 開催日時及び場所

日時：平成 31 年 2 月 19 日（火） 13:30～16:00

場所：沖縄産業支援センター 3階 会議室（大）

（那覇市小祿 1831-1）

人数：60人

5 参加申込方法

参加を希望される方は、平成 31 年 2 月 14 日（木）までに別紙申し込みにより、FAXでお申し込みください。

(1) 参加する場合の留意事項

説明会への参加に当たり、次の留意事項を遵守願います。これらを守れない場合は、参加をお断りすることがあります。

(ア) 事務局の指定した場所以外には立ち入らないこと。

(イ) 携帯電話等は必ずマナーモードに設定するなど音を発しない状態にして傍聴すること。

(ウ) 説明会開催中は静粛にし、以下の行為を厳に慎むこと。

- ・出席者の発言に対する賛否の表明又は拍手
- ・開催中の入退席（やむを得ない場合を除く）
- ・報道関係者を除き、会場にてカメラ、ビデオカメラ、ワイヤレスマイク、ICレコーダ等の使用
- ・新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
- ・飲食及び喫煙

(エ) 鉄砲刀剣類その他危険なものを会場に持ち込まないこと。

(オ) その他、職員の指示に従うこと。

6 報道関係者の皆様へ

取材を希望される方は、平成 31 年 2 月 14 日（木曜日）17 時 00 分までに FAX により、上記の「申込方法」に従い、取材を希望する旨を記載しお申込みください。

参加申込みの締切り後に参加したい旨のお問い合わせをいただいた場合、対応できないこともございますので、御注意ください。



<お問い合わせ先>

内閣府沖縄総合事務局農林水産部

食料産業課（担当：新垣、安慶名、与那覇）

電話：098-866-1673

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

日・EU経済連携協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等の名称の表示と同一の名称の表示等の使用期間の制限、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

1 先使用期間の制限等

- ・ 先使用(GI保護前からGIと同一の名称等を使用していた場合)については7年間に制限することとされたことから、現在無期限に認められている先使用期間を原則として7年間に制限する。
- ・ 現行法では、先使用品とGI産品を識別するためにGIマークの表示を義務としていたが、先使用期間が制限されることなどから、GIマークの表示を任意とする。



2 広告等におけるGI使用の規制

- ・ 産品へのGIの表示だけでなく、広告等サービス分野におけるGI使用も規制することとされたことから、産品へのGIの貼付に加え、広告等におけるGIの使用についても規制する。

3 GI産品と誤認させるおそれのある表示の規制

- ・ ~タイプ、~スタイル等GI産品でないことを明らかにした表示のみならず、原産地を正しく表示した場合であってもGI産品であるかのように示唆する手段で公衆を誤認させる表示についても規制することとされたことから、文字や国旗等を組み合わせた結果GI産品と誤認させるおそれのある表示も規制する。

3. 施行期日

日・EU経済連携協定の効力発生の日

(別紙)

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律」
(平成30年法律第88号)に関する説明会参加申込書

平成31年2月14日(木)までに下記宛てFAXでお申し込みください。

宛先：沖縄総合事務局農林水産部食料産業課

担当：新垣、安慶名、与那覇

FAX：098-860-1179

勤務先・所属団体	役職	氏名	電話

※申込みの際に収集した個人情報については、本説明会の運営に関する事務のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

開催日時：平成31年2月19日(火) 13:30~16:00

開催場所：沖縄産業支援センター 3階会議室(大)
(那覇市小禄1831-1)

